

「介護が必要かな?」と思ったら、どうするか

去る3月30日、講演会「介護保険の上手な使い方」を西洗港南プラザ自治会館で開催しました。

講師はNPO総ぐるみ福祉の会の新見宏監事（写真）。行政や地域包括支援セ

ンターなどから調べた介護保険の現状と「自分自身が実際に介護保険を使うようになつたら、具体的にどうすればよいか」という視点で介護保険の仕組みとサービスについて詳しく語りました。

講演のあらましは次の通りです。

介護保険法が施行されたのは平成12年4月。当初は高齢者の介護は家族が見るものだという考えが強く普及促進を危ぶむ声もありましたが、その利便性が理解されるにつれて介護保険サービス利用者



手な使い方」を西洗港南プラザ自治会館で開催しました。

講師はNPO総ぐるみ福祉の会の新見宏監事（写真）。行政や地域包括支援セ

ンターなどから調べた介護保険の現状と「自分自身が実際に介護保険を使うようになつたら、具体的にどうすればよいか」という視点で介護保険の仕組みとサービスについて詳

介護保険の上手な使い方

第四次改正で大きく変わった介護保険サービス

が大幅に増加。そのため、これまで四回の改正を経て、平成27年から本当に必要になった介護をするが、そうならないように予防を重視するサービスに変わっています。

それをお話しする前に、介護保険サービスの概要をご説明しましょう。

介護保険サービスを受けるには？

介護保険サービスは、健康保険とは異なり、介護保険証を持っていれば誰でも利用できるという仕組みではありません。

介護保険では、その人に介護が必要かどうかを市町村の介護認定審査会が認定し、それによって介護保健サービスが利用できることになります。その結果「非該当」と認定された場合、介護保険サービスを利用できませんが、「該当」と認定された場合は、介護が必要な状況に応じて「要支援1」「要支援2」「要介護1」「要介護2」「要介護3」「要介護4」「要介護5」の7段階に分けられ、それぞれに対応した介護サービスの給付が受けられます。

現在の介護保険では、「要介護」の段階に同じ

NPO総ぐるみ福祉の会
住所 横浜市港南区日限山4-39-19 日限山ハイツ101号室
電話 045-846-8850 FAX 045-370-7272

「総ぐるみ」新聞

で「老人ホームなどの介護保険施設に入所したい」とか「自宅で暮らしながらサービスを利用したい」という介護サービスの内容を選択できます。

総ぐるみ福祉の会の提供するサービス

NPO総ぐるみ福祉の会が提供するサービスは後者の「自宅で暮らしながら受けるサービス」のうち、ヘルパーが利用者の自宅を訪問し、食事や排泄の世話などの身体介護や生活援助をする「訪問介護」に該当します。

具体的なサービスの内容は、介護保険の専門職であるケアマネージャー（ケアマネ）と相談して「介護ケアプラン」を作成してもらい、それに基づいて介護事業者（NPO総ぐるみ福祉の会）が提供するサービスを受けることになります。

介護保険では要介護のランク別に1ヶ月間に保険から給付される上限が決められています。例えば「要介護3」（立ち上がりや歩行が自力ではできない。排泄や入浴に全面的な介助が必要）の場合、26万7千5百円です。

このうち保険給付額の1割（所得によつては2割）が自己負担となります。

基本的には施設に短期入所した場合も同じですが、その場合は部屋代と食事代は全額自己負担となります。（以下第2面に続く）

日限山荘は毎週 火・金曜日の午前10時から午後4時まで開催しています

こう変わった介護保険サービス

次に第4次法改正で、介護保険サービスが実際にどう変わったかを見てみましょう。

先ず、費用負担の見直しがあげられます。

既述したように、従来、介護保険は1割が自己負担でしたが、年間の個人所得が160万円を超える人は2割負担になりました。

したがって年金だけが唯一の収入という場合、年金の控除額は120万円ですので、年金額が280万円超の方はこれに該当します。

次に特別養護老人ホーム（特養）入所者の入所基準が、従来は「要介護1」以上でした

が、今回の法改正で、これが「要介護3」以

上ときびしくなりました。

また、特養入所者が単身で1000万円、夫婦で2000万円以上の預金のある高額預金者の場合、生活費援助が打ち切られます。

介護予防・日常生活支援総合事業

改正の最大の目玉ともいべきものが、本紙第117号でもお知らせした「要支援1、2」の方を対象とする介護予防訪問介護と介護予防通所介護（デイサービス）が介護保険サービスから除外され、この二つのサービスが国の事業から市町村の「介護予防・日常生活支援総合事業」へ段階的に移行するというもの。

従来は国の予算で全国一律の料金でサービスが提供されていましたが、今後は地域によってサービスの内容や費用を変更できるようになります。

その結果として「地域包括ケアシステム」が重視されることになります。ただし、このシステムが具体的にどんなものかといえば、横浜市の説明でも必ずしも明確ではありません。地域のNPOやボランティアを活用して、

より安価なサービスを実現していくというものが、もっとわかりやすいえば、地域の人々が自助・互助・公助の精神でお互いに助け合いながら、元気で健康な老後を送れる社会を実現するということでしょう。

地域のイベントに積極的に参加しています

今年、雨天のために中止になった「丸山大ホコテン」に代えて、4月29日に上永谷駅前で開催された「フリーマーケット」に出店したNPO総ぐるみ福祉の会の手芸部

の屋台（写真上）と5月3日に舞岡川湧水池公園で開催された「舞岡鯉のぼりフェス

タ」に出店した手芸品と鰯焼き屋の屋台。

いずれも大好評でした。



予想以上のお客様でお昼前に材料がなくなり開店休業の鰯焼き屋台（左）

◎5月28日（日）12時40分から16時30分まで、西洗港南プラザ自治会館で平成28年度の「総ぐるみ福祉の会」の通常総会を開催いたします。正会員の方にはご案内状と資料をお渡ししておりますので、ふるってご参加ください。